

千葉県ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱

(趣旨)

第1条 ひきこもり支援に関して、庁内関係部局及び関係機関が、相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、千葉県ひきこもり支援プラットフォーム（以下「市プラットフォーム」という。）を設置する。

(役割)

第2条 市プラットフォームの役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 関係部局が連携して包括的にひきこもり支援を実施する体制の整備を行うこと
- (2) 各機関の担当者が相互かつ適時に、連絡及び情報共有を図ることのできる関係性の構築を行うこと
- (3) 千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームとの連絡調整を行うこと

(構成)

第3条 市プラットフォームは、個別ケースの支援の実務者をもって構成する。

(事務局)

第4条 市プラットフォームの事務局は、保健福祉局高齢障害部精神保健福祉課に置く。

(会議)

第5条 事務局は、必要に応じて市プラットフォーム個別支援調整会議（以下「調整会議」という。）を招集する。

2 調整会議は、次の各号に掲げる事項を検討・調整する。

- (1) 個別ケースの具体的な支援プランの作成等に係る情報共有に関すること
- (2) 個別ケース支援プランの作成を通じた、ひきこもりの状態にある者の社会参加に向けた支援の対応方針に関すること

3 千葉県ひきこもり相談・支援実施要領第2条第2項の規定による「個別ケース検討会議」を開催したときは、これをもって調整会議を開催したものとみなす。

(秘密の保持)

第6条 市プラットフォームを構成する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市プラットフォームの運営に関し必要な事項は、高齢障害部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。